

処 分 基 準

B - r - 6

令和6年4月1日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第1項
処 分 の 概 要：自動車の使用制限命令
原権者(委任先)：愛知県公安委員会
法令の定め <ul style="list-style-type: none">○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律<ul style="list-style-type: none">・第19条第1項（道路交通法の規定の読替え適用等）○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令<ul style="list-style-type: none">・第4条（道路交通法施行令の規定の読替え適用等）○ 道路交通法<ul style="list-style-type: none">・第75条の2第1項（自動車の使用制限命令）○ 道路交通法施行令<ul style="list-style-type: none">・第26条の7（自動車の使用の制限の基準）
処 分 基 準： 使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別紙に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問い合わせ先：愛知県警察本部交通指導課指導企画係 電話（052）951-1611 内線 5125
備 考：